

1. 議事日程第1号

(平成20年第4回大口町議会臨時会)

平成20年3月31日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第29号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

15番 宇野昌康

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一 裕
教育長	井上 辰 廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
健康福祉部長	水野 正 利	環境建設部長	近藤 則 義
会計管理者	前田 守 文	教育部長	鈴木 宗 幸
保険年金課長	吉田 治 則		

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近 藤 登

議会事務局長 佐 藤 幹 広

開会及び開議の宣告

副議長（倉知敏美君） ただいまから平成20年第4回大口町議会臨時会を開会いたします。

宇野議長より欠席の届けが出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定によりまして私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

副議長（倉知敏美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番 宮田和美君、6番 酒井廣治君を指名いたします。

会期の決定について

副議長（倉知敏美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

副議長（倉知敏美君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の2月分についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第29号について（提案説明・質疑・討論・採決）

副議長（倉知敏美君） 続きまして日程第4、議案第29号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 副議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第29号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 改めまして、おはようございます。

副議長さんの御指名を受けましたので、議案第29号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

今回の条例改正の要点につきましては、一つには、国民健康保険税の課税分として新たに後期高齢者支援分を創設し、これに伴う医療分の税率等の改正。二つには、国民健康保険税の徴収方法について、これまでの普通徴収に特別徴収を加えるものであります。

まず第2条第1項は、これまでの国民健康保険税の課税内容としての基礎課税額分、いわゆる医療分及び介護納付金課税額に加え、後期高齢者医療の開始により後期高齢者支援金等課税額を加えるものであります。

第2条2項は、国民健康保険税の基礎課税額、いわゆる医療分としての課税限度額について、56万円を47万円とするものであります。

第2条第3項は新たに加える規定で、後期高齢者支援金等課税額は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とするものであります。

9ページをお願いします。

第3条第1項は基礎課税額、いわゆる医療分に係る所得割の率を、「100分の5」を「100分の4」とするものであります。

第4条は基礎課税額、いわゆる医療分に係る資産割の率を、「100分の15」を「100分の10」とするものであります。

第5条は基礎課税額、いわゆる医療分に係る被保険者均等割額を、3万1,200円を2万4,000円とするものであります。

第6条は基礎課税額、いわゆる医療分に係る世帯別平等割額を、1世帯について3万円を2万4,000円とするものであります。

第7条から第10条につきましては新たに加えるもので、第7条は、国民健康保険税としての後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、前年所得の基礎控除後の総所得金額の100分の1とするものであります。

第8条につきましては、国民健康保険税としての後期高齢者支援金等課税額の資産割について、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る分の額の100分の5とするものであります。

第9条につきましては、国民健康保険税としての後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者1人について7,200円とするものであります。

10ページをお願いします。

第10条につきましては、国民健康保険税としての後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を1世帯について6,000円とするものであります。

第11条から第15条につきましては、第6条から第8条までを繰り下げ、さらに引用条文の整理を行うものであります。

第16条につきましては新たに追加するもので、国民健康保険税の徴収について、特別徴収と普通徴収の方法により徴収する旨の規定を設けるものであります。

第17条第1項につきましては、第9条第1項を繰り下げ、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期を定めるものであります。

11ページをお願いいたします。

第17条第3項は新たに追加するもので、納期ごとの税額を均等にするため、税額の端数処理を100円未満とするものであります。

第18条につきましては、第10条を繰り下げ、引用条文等の整理を行うものであります。

12ページをお願いいたします。

第19条から第25条までの規定は新たに加えるもので、第19条につきましては、老齢等年金給付の支払いを受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主から、特別徴収によって国民健康保険税を徴収する旨の規定であります。

第20条につきましては、国民健康保険税の特別徴収義務者を年金保険者に指定する旨の規定

であります。

13ページをお願いいたします。

第21条につきましては、年金保険者に特別徴収の方法によって徴収した保険税の納入義務を課す旨の規定であります。

第22条につきましては、国民健康保険税の特別徴収義務者であります年金保険者に、被保険者資格喪失等の場合における通知等を義務づける旨の規定であります。

第23条につきましては、当該年度以前に既に特別徴収対象被保険者であった者に対して、特別徴収となった時期により仮徴収として特別徴収ができる旨を規定するものであります。

14ページをお願いいたします。

第24条につきましては、新たに特別徴収対象被保険者となった者に対して、特別徴収となった時期により仮徴収ができる旨を規定するものであります。

第25条第1項につきましては、特別徴収対象被保険者が特別徴収されないこととなった場合、普通徴収の方法によって徴収することができる旨を規定するものであります。

15ページをお願いいたします。

第25条第2項につきましては、特別徴収対象被保険者に対して特別徴収された保険税額に過納・誤納がある場合は、当該金額を特別徴収対象被保険者に係る未納に係る徴収金に充てる旨の規定であります。

第26条につきましては、第11条を繰り下げ、第1項に「普通徴収の方法によって」を加えるものであります。

第27条につきましては、第12条を繰り下げ、引用条文の整理を行うものであります。

16ページをお願いいたします。

第28条につきましては、第13条を繰り下げ、第28条第1項においては、国民健康保険税の基礎課税額、いわゆる医療分の課税限度額を56万円から47万円とするものであります。

第28条第1項第1号につきましては、低所得者に対する応益割額の7割軽減額について、基礎課税額、いわゆる医療分に係る被保険者均等割額を1人について2万1,840円を1万6,800円とし、世帯別平等割額を1世帯について2万1,000円から1万6,800円とし、新たに後期高齢者支援金等課税額の軽減額について、被保険者均等割額を1人について5,040円、世帯別平等割額を1世帯について4,200円とするものであります。

第28条第1項第2号につきましては、低所得者に対する応益割額の5割軽減額について、基礎課税額、いわゆる医療分に係る被保険者均等割額を1人について1万5,600円を1万2,000円とし、世帯別平等割額を1世帯について1万5,000円から1万2,000円とし、新たに後期高齢者支援金等課税額の軽減額について、17ページをお願いいたします。被保険者均等割額を1人に

ついて3,600円、世帯別平等割額を1世帯について3,000円とするものであります。

第28条第1項第3号につきましては、低所得者に対する応益割額の2割軽減額について、基礎課税額、いわゆる医療分に係る被保険者均等割額を1人について6,240円を4,800円とし、世帯別平等割額を1世帯について6,000円から4,800円とし、新たに後期高齢者支援金等課税額の軽減額について被保険者均等割額を1人について1,440円、世帯別平等割額を1世帯について1,200円とするものであります。

また、現行の第13条第3項を削除することにより、応益割額の2割軽減につきましては、これまでの申請方式から職権処理といたします。

18ページをお願いいたします。

18ページ以降附則がございますが、附則につきましては第5項から第8項までを削除し、項の繰り上げ及び引用条文等の整理を行うものであります。

7ページへお戻りください。

附則第1項、この条例は平成20年4月1日から施行する。ただし、第10条を第18条とし、同条の次に7条を加える改正規定（第19条及び第23条を加える部分に限る。）は平成20年10月1日から施行する。

第2項、次項に定めるものを除き、改正後の大口町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3項、新条例第24条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

なお、25ページから27ページには条例の一部改正要旨を添付してありますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第29号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

副議長（倉知敏美君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

これより議案精読のため、暫時休憩といたします。

（午前 9時46分）

副議長（倉知敏美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時20分）

副議長（倉知敏美君） これより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第29号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について質疑に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

副議長(倉知敏美君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 地方税法を見させていただきましても、地方税法の703条の4というところに、国民健康保険税についての規定が書かれています。これは物すごく細かい規定が書かれておまして、第1項から第27項まで項目があるところであります。ここには何が書かれておるかというところ、所得割や資産割、均等割、平等割、それからこうしたものについての老人保健法の規定による拠出金、これは3月いっぱいになくなってしまっていて、今度は後期高齢者医療ということになるんでありましようけれども、しかしながら、この地方税法の703条の4というところを見ると、後期高齢者支援分についての規定がされておられませんけれども、私の持っている六法全書では、これは先ほど御説明がありましたけれども、平成18年法律第83号が同年6月21日に公布されたことに伴いという御説明があったわけですが、だとすると、私の六法全書は平成20年版なんです。ですから、そのときにもし改正されたとすれば、私どもの持っている六法全書にも当然載ってくるのだと思うんですけども、実は後期高齢者支援分について徴収することができる、そういう規定がないんですけども、一体どういうことでこれが徴収できるのか、まずお教えいただきたいと思います。

副議長(倉知敏美君) 保険年金課長。

保険年金課長(吉田治則君) ただいま吉田正議員から御質問を受けました、健康保険法等の一部を改正する法律が18年6月21日に公布されたところでありますけれども、その中の第16条で、地方税法の一部改正があります。その中で、先ほど来お話があります第703条の4の第1項の中で改正がございまして、老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものというものが、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等というような改正になっております。

(挙手する者あり)

副議長(倉知敏美君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 私の自治六法にはそういうことが書いていないんです。これ老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むというふう

に書いてあるんですけども、これは後期高齢者医療の支援分なんですか。

副議長（倉知敏美君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 私が持っておりますものにつきまして、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律というような名称変更があり、その中でも後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものというふうに改められております。以上です。

（挙手する者あり）

副議長（倉知敏美君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 改められた条文というのは、当然私の持っている六法全書に載っておらなおかしいと私は思うんですけども、それがなぜ載っていないのか、私はよくわからないんです。これは一体いつ、先ほど18年6月21日の公布のときにそういうふうに改正されたと言われてましたけれども、それは健康保険法等という中に、地方税法の部分について多分あわせて改正されたのだと思うんですけども、しかし、条文整理が実際にはされていない状況に今現在なっているんじゃないかと思うんですよ。そうじゃなかったら、こんなことはあり得ないことだと思うんですけども、支援金を取ってもいいという規定が、私の見ている地方税法では載っていない。町の方がごらんになってみえるものには載っている。これは一体どういうふうに私どもは勉強させてもらったらいいいのかね。さっぱりわからないんです。だから、支援金を徴収してもよいというものについて、ぜひ根拠として資料配付をお願いしたいと思います。

実はこの六法全書、議員の皆さん全員買ってみえるんですよ。同じ六法なんです、加除式になって。皆さん方が持ってみえるやつを見ても結局同じことが書いてあるだけで、私どもでは確認ができないんです。一体何を根拠でこういうことができるのか、やはり説明していただかないと、これは説明にならないんです、そういう意味では。私ども調べても出てこないんだから。だから、ぜひその根拠をお示しをいただきたいと思います。

それからお尋ねしたいのは、さっきも話題になりましたけれども、特別徴収になるというものについて、さまざまな条件があるというふうに私は読ませていただいて、また住民の皆さんからの疑問も実はあるんですね。68歳の世帯主の方だったんですけども、家族が7人家族で、そんなおじいちゃんの年金から国保税を全部天引きされたら、おじいちゃんの年金がなくなっちゃうじゃないとか、そういう疑問の声も実は寄せられてきているところです。そういう意味では、特別徴収になる人は一体どういう人なのかということ具体的に示していただかないと、さっぱりわからないと私は思うんですね。

後期高齢者医療の保険料についても同じようなことが多分言えるんだろうと思うんですけども、この特別徴収になるのかならないのかというのは非常に複雑なものがあると思いますの

で、いま一度この点についても御説明をいただくと同時に、どういう場合が特別徴収に該当していくのか、そうした資料なども、これは後日でもいいですけれども、ぜひ示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

副議長（倉知敏美君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 特別徴収をされる方ということでお答えをさせていただきます。

先回、日にちは忘れましてすけれども、全員協議会でこういうような、実際はこれなんですけれども、これを拡大したリーフレットをお示しし、説明をさせていただきました。このリーフレットにつきましては、直接国民健康保険の世帯へ保険証と一緒に配付をさせていただいております。その中で年金から徴収される方というのは、まず世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。次に、世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること。もう一点は、特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないことという三つの条件がすべて満たされる方について特別徴収するということでもあります。以上です。

（挙手する者あり）

副議長（倉知敏美君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） すみません、4回目になっちゃうんですけど、最初の部分の答弁がなかったんですけども、どういう改正があったのか資料で示していただかないとわかんないんですよ。地方税法の703条の4というところが改正されているんだと言われましたけれども、私どもが調べる限りは、この平成20年度版の第一法規の自治六法を見させていただいても、そうした改正が載っていないもんですからわからないんです。だから、私は改正が本当にあったのかなあと思うんですけども、それが定かじゃないんです。この地方税法の沿革というのを見ると、19年についても、さまざまな改正があったことはここにも出てくるわけですけども、この部分が改正になっていないわけですので、私はこれはまだ改正されていないんじゃないかと思うんですけども、そういう意味では、そちらの方にそういう資料があるのならば、出していただかないとわからないんですよ。

もう一つ言わせていただきたいのは、今度保険証が1枚の個人ごとになりましたけれども、字が大変小さいですし、それからぺらぺらの紙のような形になっていて、住民の皆さんからは多分不評の声も保険年金課の方にも出ているんじゃないかと思うんですけども、せめてもうちょっと分厚い折れにくいものにすべきじゃないかという声も保険年金課の方にも寄せられているんじゃないですかね。それについて改善される気があるのかないのか、それだけお尋ねをしておきます。

副議長（倉知敏美君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 健康保険法等の一部を改正する法律の中での地方税法の改正のものにつきましては、また後ほど皆さんに御配付したいと思います。

それと今、国民健康保険証の話でありますけれども、確かに窓口に見えて、字が小さいという方が少々あります。後期高齢者医療制度につきましても同じようなカードでございます。そこら辺でのお話もありますので、保険証につきましては、もうちょっと字が大きくなるようなものに次回は検討をしていきたいと思っております。以上です。

（挙手する者あり）

副議長（倉知敏美君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 今、吉田議員がるお尋ねをいたしましたけれども、国会が空転している関係で、上級法律であります地方税法の改正がやられていないから、臨時議会はうちはまだやらないよというような声も聞いておるんですが、県の方からの指示とか、周辺自治体がこれに対応する臨時議会をいつやられるのかと、そういう予定があるのかというようなことがわかれば、御説明がいただきたいと思えます。

副議長（倉知敏美君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 現在議案に出しておりますものにつきましては、それぞれいろんな法律の改正がございまして、その中でそれが公布され、4月1日から施行というもので議案を上程させていただいております。

現在、地方税法の一部改正の法律案、またそれに伴います政令案というのが、当然今参議院の方で審議をされております。その中で、後期高齢者支援金等の限度額も含まれております。それについては、また次回の議会で条例改正をお願いしたい。それとあわせて、特定世帯といえますか、軽減の関係も今国会で審議されている中に含まれております。その件もあわせて、次回の議会の方でまた条例改正をお願いしていきたいと思っております。

近隣の状況でございますけれども、近隣の方もまちまちでございまして、大口町につきましては、年金からの特別徴収を10月からというふうにしております。いろいろ電算システムの関係上、10月からというふうにさせていただいておりますが、春日井市は4月から特別徴収が始まります。その関係で、3月議会ではなく12月議会の方で議案が上程され、可決されたと思っております。あと非常にまちまちなんですけれども、小牧市、扶桑町はうちと同じように10月から年金から特別徴収という形で進めており、この3月に議案を上程されたと聞いております。以上です。

副議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（「休憩とってください」と呼ぶ者あり）

副議長（倉知敏美君） 暫時休憩いたします。

(午前10時38分)

副議長(倉知敏美君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時51分)

副議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 大変御無礼しました。

ただいまお手元の方に平成18年6月21日付の官報を配付させていただきました。この関係法令が、法律第83号健康保険法等の一部を改正する法律ということで、18年6月21日に公布されておるということで、この裏面でございますが、法律の中では、第16条で地方税法の一部を次のように改正するというので、少し左の方に目をやっただきますと9の次のところで、第703条の4第1項中「老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むもの」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による前期高齢者納付金等(以下この条において「前期高齢者納付金等」という。)及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用を含むもの」ということで、ここで703条の4の第1項の改正が行われておるということで御理解を賜りたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

副議長(倉知敏美君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 見させていただいて了解しました。私もこんなところに載っておるといふのは全然知らなかったもんですから、一生懸命、地方税法の改正なもんですから、この点についての改正が当然なされていなければいけないのに、実は六法にはそれが載っていないということでしたので、それでお尋ねしたわけでありまして。ありがとうございました。

副議長(倉知敏美君) ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第29号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第29号の採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

副議長（倉知敏美君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成20年第4回大口町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（午前10時55分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

大口町議会副議長 倉 知 敏 美

大口町議会議員 宮 田 和 美

大口町議会議員 酒 井 廣 治